資料Ⅰ

扇　町　公　園　基　本　平　面　図

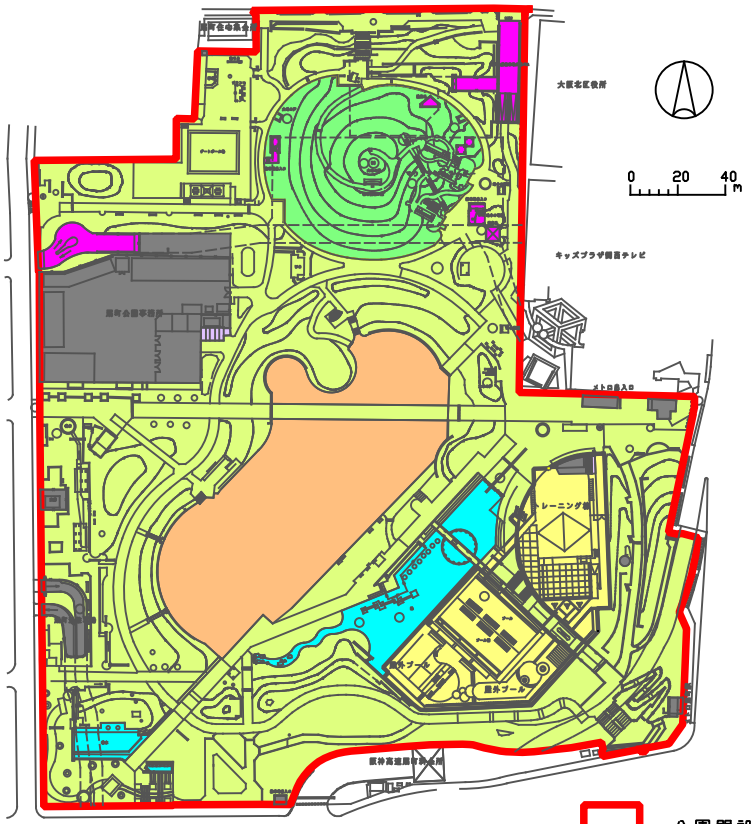

公園開設区域

本公募対象外区域

		各エリアの特性、管理方針	
一般園地	Ⅰ		A:山エリア ・小山を利用したマウンテンスライダーや、トンネル状の滑り台等を有する広場。 ・広く市民の利用に供するべく、安全且つ快適に利用出来るよう、点検、清掃、補修など良好な維持管理を適正に行う。
			B:多目的広場 ・公園中央に位置し、市民の身近なレクリエーションの場として、多様なニーズに対応できる広場。 ・広く市民の利用に供するべく、安全且つ快適に利用出来るよう、点検、清掃、補修など良好な維持管理を適正に行う。
			C:一般園地 ・散策園路や休憩施設、遊具、噴水などを有し、市民の憩いの場として、多様なニーズに対応できる園地。 ・広く市民の利用に供するべく、安全且つ快適に利用出来るよう、点検、清掃、補修など良好な維持管理を適正に行う。
			D:旧水景施設エリア ・池や流れの設備を有していた水景施設エリア。
			F:公園駐車場 ・公園利用者及び公園内施設利用者を対象とした、大型バスも駐車できる駐車場。 ・安全且つ快適に利用出来るよう、点検、清掃、補修など良好な維持管理を適正に行う。
			G:倉庫 ・指定管理事業者の倉庫として活用が可能な建物。
スポーツ施設	Ⅱ		H:扇町プール ・通年利用できる屋内プールとトレーニングルーム、体育館、卓球場と夏季に利用できる屋外プール。 ・広く市民の利用に供するべく、安全且つ快適に利用出来るよう、点検、清掃、補修など良好な維持管理を適正に行う。※1

※1　扇町プールは、2023年度に指定管理期間が終了するため、その後、管理対象区域に含めるものとする。